

労働者派遣法に基づくマージン率について

2012年10月1日付改正労働者派遣法第23条第5項により、マージン率を下記のとおり公開します。

－ 記 －

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

労働者派遣者数	6人
派遣先事業所数	4件
1人1日あたり労働者派遣料金	45,220円
1人1日あたり派遣労働者の賃金	27,262円
マージン率	39.7%
マージン率に含まれる費用	社会保険料（厚生年金、健康、雇用、労災）
	福利厚生費（慶弔見舞金、各種社内行事、退職金共済）
	（確定給付企業年金、資格取得支援等）
	教育研修費、事業運営費、営業利益等

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象となる派遣労働者	実施方法	訓練費用負担額	賃金支給
入職時教育	雇入れ時	OJT	無	有
職能別教育	派遣中	OFF-JT	無	有
階層別教育	派遣中	OFF-JT	無	有

3. キャリア・コンサルティング

相談窓口：経営本部

連絡先：03-6704-9061

4. 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定締結の有無：締結している

労使協定対象労働者の範囲：全ての派遣労働者

労使協定の有効期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

以上